

# 札幌市行政機関通報に関する取扱指針

平成 18 年 3 月 28 日総務局長決裁  
令和 4 年 5 月 16 日一部改正

## (趣旨)

第1条 この取扱指針は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）の施行に伴い、行政機関通報を適切に処理するための取扱いに関する基本的な指針その他の事項を定める。

## (定義)

第2条 この取扱指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政機関通報 法第 3 条第 2 号に規定する行政機関に対する公益通報をいう。
- (2) 局区等 札幌市事務分掌条例(昭和 46 年条例第 40 号)第 1 条に規定する室、局及び区、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、水道局、交通局、病院局並びに消防局をいう。
- (3) 通報対象事実 法第 2 条第 3 項に規定する通報対象事実をいう。
- (4) 処分等の権限 法第 2 条第 1 項に規定する権限をいう。

## (適用)

第3条 局区等において、市民等から受けた通報、相談、苦情その他の情報提供（以下「情報提供等」という。）のうち、次の各号に該当するもの（以下「通報」という。）については、この取扱指針によって対応することを原則とする。

- (1) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当（以下「真実相当性」という。）の理由を付してなされた行政機関通報又は、通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、法第 3 条第 2 号イからニまでに掲げる事項を記載した書面を提出しなされた行政機関通報
- (2) 情報提供等の内容が行政機関通報に該当すると想定されるもの

2 情報提供等があった段階では行政機関通報に該当しないものであっても、対応の経過において該当することが想定されるに至った場合、その時点以降は前項と同様に取り扱う。

## (対応の窓口)

第4条 通報は、当該通報の通報対象事実に係る処分等の権限を所管する局区等において対応する。

2 前項の所管局区等が複数にわたるときは、当初に通報された局区等が他の処分等の権限を所管する局区等と協議のうえ、対応の窓口となる局区等を定める。この場合において、当初に通報された局区等は通報を行った者（以下「通報者」という。）に対し、速やかに当該対応の窓口となる局区等の名称並びに担当職員の職名及び氏名を通知する。

## (通報の受理)

第5条 局区等は、通報の受理にあたっては、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先を確認し、通報対象事実の内容を把握するとともに真実相当性の根拠についても確認する。

- 2 局区等は、前項により通報を受理した場合、受理した旨並びに担当職員の職名及び氏名を通報者に通知する。この場合において、可能な限り、受理した時点において対応に必要と見込まれるおおむねの期間についても併せて通知するよう努める。
- 3 局区等は、通報が不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的であることが明らかである等の理由により通報を受理しないときは、その旨又は情報提供として受け付けるときは、その旨を通報者に通知する。
- 4 局区等は、書面等（ファクス、電子メール等を含む。以下同じ。）により通報された場合においても、必要に応じ通報者と連絡をとり前3号と同様に取扱う。
- 5 通報者において、通報対象事実に係る処分等の権限を所管する局区等が不明の場合は、市民の声を聞く課において通報を受理し、当該処分等の権限を有する局区等に遅滞なく引き継ぐものとする。
- 6 局区等は、当該通報対応の実効性を確保するため、匿名による通報等についても、可能な限り、実名による通報等と同様の取扱いを行うよう努める。

（調査の実施）

第6条 局区等は、通報を受理した場合には、必要な調査を行う。

- 2 局区等は、調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。
- 3 局区等は、通報者に対して、調査中においては調査の進ちょく状況について適宜通知すること及び調査結果については遅滞なくその結果を通知することに努めるものとする。この場合において、局区等は、関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しなければならない。

（措置）

第7条 局区等は、調査の結果に基づき処分等の権限を有する行政機関として何らかの措置をとる必要があると認めた場合は、遅滞なく法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

- 2 局区等は、措置をとった場合には、関係者の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、当該措置の内容を通報者に対し遅滞なく通知するよう努める。

（教示）

第8条 局区等は、本市が処分等の権限を有しない通報がされた場合は、当該処分等の権限を有する行政機関を教示しなければならない。この場合において、局区等は、通報が書面によるときは、原則として文書により教示し、当該書面を通報者に返還する。

（記録管理等）

第9条 通報の処理に当たっては、通報の概要並びに受理の状況及び対応の経過を記録するとともに、その記録及び関係資料については、通報者の秘密保持に配慮し、適切な方法で管理しなければならない。

- 2 通報に関する文書の保存期間は、5年とする。

（他の局区等又は機関への協力）

第10条 局区等は、庁内の他の局区等又は本市以外の行政機関等から行政機関通報に関する調査その他の協力を求められたときは、必要な協力をを行う。

（秘密の保持等）

第11条 通報の処理に従事する者又は従事した者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報の処理に従事する者は、自らが関係する通報の処理に関与してはならない。

#### 附則

1 この指針は、令和4年6月1日から施行し、同日以後の行政機関通報から適用する。